

介護職員等特定処遇改善加算にかかわる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取り組みが行われてきました。令和元年 10 月の介護報酬の改定においては、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うため、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するにあたり、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

1. 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは、上記算定要件についての賃金改善以外の具体的な取り組み内容を情報公開制度や自社の法人ホームページなどを活用して、外部から見える形で公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

＜処遇改善加算の取得状況＞

介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（多機能事業所）

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（共同生活援助）

介護職員等ベースアップ等支援加算

＜職場環境等要件＞

◆入職促進に向けた取組

・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

◆両立支援

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

◆やりがい・働きがいの構成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善